

## 【事例 H24-09-50】愛媛県

### シェルター設置事業

平成 21 年度から地域自殺対策緊急強化学業の一環として、民間団体委託事業を実施しており、特定非営利活動法人松山たちばなの会にシェルターを設置し、自殺企図・再企図を防止するための緊急避難の場として、シェルターを利用する事とした。平成 22 年 9 月～24 年 3 月までの利用者は 20 名であった。

【実施主体】愛媛県

【大綱の分類】民間団体との連携強化

【事業予算】平成 23 年度 827 千円

【利 点】

緊急避難の場所ができた

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

愛媛県では、平成 21 年度から地域自殺対策緊急強化学業の一環として、民間団体委託事業を実施しており、委託内容については、電話相談支援事業等事業メニューのうち、1 団体 100 万円を上限として、事業計画を提出していただき、内容について審査している。本事業については、多重債務に関する相談支援等の実績のある団体から、シェルターの必要性について提案があり、委託することとした。

【計画を立てる上での工夫・等】

特定非営利活動法人松山たちばなの会に委託。たちばなの会事務局の隣室に、平成 22 年 9 月シェルターを設置。心身の健康回復及び生活の自立支援を目的とし、必要に応じて、司法書士や精神保健福祉士等の専門家との連携体制を整えている。

【具体的な内容・実施の過程】

相談者のうち、一時的な保護が必要と判断した場合に、自殺企図・再企図を防止するための緊急避難の場として、シェルターを利用する。入所期間は短期を原則とし、ボランティアの相談員が生活自立の支援をして退所してもらうようにする。

【成 果】

平成 22 年 9 月～24 年 3 月までの利用者は 20 名。入所期間は、数日～2 ヶ月半で、生活保護の申請や入居先の確保、債務整理など、ボランティア相談員の支援のもと、生活環境を整え、全員が退所している。

【補 足】

松山たちばなの会は、多重債務相談活動などを積極的に行ってきた実績があり、他の民間団体や司法書士等専門家との協力体制もあったことから、他の団体からシェルターが紹介された

り、入所後の相談に専門家が対応したりと、関連団体との連携があったことで、スムーズな支援につながっている。

【事業種別】 強化モデル事業

【準備期間・人数】

【予防段階】 1次・2次予防

【自治体規模】 人口 1,430,957 人 (H22 年国勢調査による)

【自治体負担率】 なし

【事業対象】 自殺企図・再企図者→特定非営利活動法人松山たちばなの会

【支援対象】 自殺企図・再企図者

【実施主体・問合せ先】 愛媛県保健福祉部健康衛生局

健康増進課精神保健係

TEL:089-912-2403

E-mail:healthpro@pref.ehime.jp

【参考資料・文献】 なし